

令和3年 9月 9日

加賀市議会  
議長 中 谷 喜 英 様

総務経済委員会  
委員長 稲 垣 清 也

総務経済委員会からの提言について

標記の件について、本委員会では「文化施設の保存・利活用の推進」を調査テーマとし、これまで調査・研究してまいりました。

このたび、執行部に対する下記の提言書を取りまとめましたので、この取り扱いについて、御配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 送付資料 文化施設の保存・利活用の推進に関する提言書

## 文化施設の保存・利活用の推進に関する提言書

当市は、多くの文化施設を保有し、令和3年3月には国土交通省と文部科学省、農林水産省より「歴史都市」として認定され、歴史的風致の維持向上及び観光誘客の強化を図っているところであります。

現在、市では、それぞれの文化施設の用途に応じて、整備や管理運営に取り組んでいるところではありますが、加賀市議会総務経済委員会において、当局から現状を聞き、市内の現地視察を行うなど、今後の当市の文化施設の保存・利活用の推進について研究してまいりました。

その結果、文化施設の整備や管理運営に多額の費用が投じられている一方、一部では有効な利活用に至っていない施設があると思われる現状を踏まえ、適切な保存・利活用を行うために、費用対効果を含めた明確な整備計画を立て、それに基づいて整備を行っていく必要があると考えます。

このことから、市当局においては、本委員会が行った調査・研究結果を踏まえ、下記の事項に留意し、文化施設の保存・利活用をより一層推進するよう提言します。

### 記

1. 文化施設の整備に当たっては、保存すべき施設と展観施設として活用すべき施設とのすみ分けを明確にすること
2. 文化財として文化施設を購入もしくは譲り受ける際には、施設の保存方法及び利活用の目的を明確にした上で実施すること
3. 今後、整備を行っていく中で、保存する文化財については最小限の維持費での整備となるように努めるとともに、活用する文化財については費用対効果を踏まえ、観光振興の視点からの整備を行うこと
4. 現在、整備を行っている事業については、上の3点に留意し、必要に応じて整備計画の見直しを行った上で整備していくこと

参考資料：本委員会の調査・研究資料

令和3年 9月 9日

加賀市議会 総務経済委員会

## 1. 市内の指定文化財の整備状況について

当局からの説明を通して、市内の指定文化財の整備状況を調査した結果、現在、整備を行っている事業は8件あり、総事業費が1億円以上の事業は4件ある。その中には、事業が中断しているものや整備後の活用方法が明確ではないものもあり、多額の整備費に対しての費用対効果が課題であることを確認した。

## 2. 市内の主な文化施設の整備・活用状況について

### (1) 旧新家住宅

平成25年に市指定文化財に指定し、平成29年度から主屋等の整備を行っており、その整備費は約6,700万円である。整備後は、離れ座敷「鴻玉荘」とともに一般公開を行い、展観施設としての活用を図るとのことである。

### (2) 江沼神社長流亭

国指定重要文化財に指定されており、令和3年3月に認定された「加賀市歴史的風致維持向上計画」では重点区域である大聖寺地区の歴史的建造物として位置づけられている。近年では平成28年度から平成29年度にかけて総事業費約5,400万円の修理を行っており、展観施設としての活用を図っているとのことである。

### (3) 九谷磁器窯跡

平成24年度から整備委員会や文化庁等の指導、助言による整備を行い、その整備した窯跡を公開することで活用を図ってきた。しかし、公開した窯跡のレプリカについて、市民から苦言が呈され、再度整備を行っていくことになった。

### (4) 九谷焼窯跡展示館

再興九谷の登り窯跡と九谷寿楽からなる施設であり、再興九谷の歴史を知ることができる貴重な展示館として整備し、公開している。現在、旧母屋兼工房部分では、絵付けやろくろの体験ができるほか、九谷焼の魅力を伝える企画展示を年4回ほど行っているとのことである。

### (5) 魯山人寓居跡いろは草庵

平成14年に開館した魯山人寓居跡いろは草庵は、北大路魯山人が滞在した旅館旧吉野屋の別邸を保存整備した施設であり、博物館施設だけではなく観光施設としても積極的に活用しているとのことである。その結果、令和3年4月には開館からの総入館者数が30万人に達した。

### 3. まとめ

加賀市には、多額の予算をかけて整備を行ったものの有効活用されていない文化施設が多く存在している。

今後、それらの文化施設を保存・利活用を推進するべく、文化施設の整備に当たっては、保存すべき施設と展観施設として活用すべき施設とのすみ分けを明確にすることが必要である。

また、文化財として文化施設を購入もしくは譲り受ける際には、施設の保存方法及び利活用の目的を明確にした上で実施することが重要である。

さらに、今後、整備を行っていく中で、保存する文化財については最小限の維持費での整備となるように努めるとともに、活用する文化財については費用対効果を踏まえ、観光振興の視点からの整備を行うべきであると考えている。